

建設業許可申請 欠格要件 事前チェックリスト

建設業法第8条に定める欠格要件は、申請者本人(個人事業主)・法人の役員等・建設業法施行令第3条に規定する使用人(支配人・支店長・営業所長等)が対象となります。下記のいずれか1つでも該当すると、許可を受けることができません。ご依頼前に必ずご確認ください。

チェック対象者を確認する

- ☐ 法人の場合、役員等(取締役・執行役・相談役・顧問・議決権5%以上を有する株主など、経営に実質的な影響力を持つ人を含む)を全員リストアップしたか
- ☐ 建設業法施行令第3条に規定する使用人(支配人、支店長、営業所長等)を全員リストアップしたか
- ☐ 個人事業主の場合、本人および上記使用人を確認したか
- ☐ 未成年者が役員・本人である場合、その法定代理人(親権者等)についても確認したか

①能力・判断力に関する事項

- ☐ 成年被後見人、被保佐人、または破産者で復権を得ていない人はいないか
- ☐ 精神の機能の障害により、建設業を適正に営むうえで必要な認知・判断・意思疎通を適切に行うことができない人はいないか

②過去の許可取消し・処分歴に関する事項

- ☐ 不正の手段で建設業許可を取得したこと等により許可を取り消され、取消しから5年を経過していない人はいないか
- ☐ 上記の取消処分に係る聴聞の通知を受けた後、その処分を免れるために廃業の届出をし、届出から5年を経過していない人はいないか
- ☐ 上記の廃業届出をした法人の役員等・使用人であった人で、届出から5年を経過していない人はいないか
- ☐ 営業の停止を命じられ、その停止期間中の人はいないか
- ☐ 営業を禁止され、その禁止期間中の人はいないか

③刑罰・前科に関する事項

- ☐ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終えてから(または執行を受けることがなくなってから)5 年を経過していない人はいないか
- ☐ 次のいずれかの法令に違反して罰金刑を受け、刑の執行を終えてから(または受けることがなくなってから)5 年を経過していない人はいないか
 - ☐ 建設業法
 - ☐ 建築基準法
 - ☐ 宅地造成等規制法
 - ☐ 都市計画法
 - ☐ 景観法
 - ☐ 労働基準法
 - ☐ 職業安定法
 - ☐ 労働者派遣法
 - ☐ 刑法(傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫、背任)
 - ☐ 暴力行為等処罰に関する法律
 - ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

④暴力団関係に関する事項

- ☐ 暴力団員、または暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない人はいないか
- ☐ 事業活動が実質的に暴力団(暴力団員等)の支配を受けている、または密接な関係にあると判断される可能性はないか

⑤申請書類に関する事項(欠格要件と併せて確認したい不許可事由)

- ☐ 許可申請書または添付書類中に、重要な事項について虚偽の記載がないか
- ☐ 許可申請書または添付書類中に、重要な事実の記載漏れがないか

⑥誠実性に関する事項(参考・関連項目)

- ☐ 請負契約の締結・履行に際して、詐欺・脅迫など法律に違反する行為(不正な行為)を行うおそれが明らかな人はいないか
 - ☐ 工事内容・工期等、請負契約に違反する行為(不誠実な行為)を行うおそれが明らかな人はいないか
 - ☐ 上記の不正・不誠実な行為により免許取消し・営業停止等の処分を受けてから 5 年を経過していない人はいないか
-

ご注意

- ・本チェックリストは建設業法第8条等に基づく一般的な欠格要件を整理したものであり、個別の事案については必ず最新の法令および申請先行政庁(都道府県・地方整備局等)の手引きをご確認のうえ、専門家にご相談ください。
 - ・法令は改正される場合があるため、申請の都度、最新の情報をご確認することをお勧めします。
-